

令和 年 月 日

保 護 者 様

伊勢学園高等学校
校長 池田 覚

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることが出来ます。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養をとるとともに、感染予防のために友人等との接触を避けてください。

なお、医師から登校許可が出ましたら、下記の用紙に保護者の方で必要事項を記入していただき、押印の上、担任まで提出して下さい。

【出席停止の疾病名と期間の基準】

	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア重症急性呼吸症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日が経過するまで
	結核	病状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎、菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで

教務主任	学年主任	担 任

学校感染症の診断報告・治療経過について

(インフルエンザ・新型コロナウィルス感染症用)

令和 年 月 日

伊勢学園高等学校長 様

()年()組()席 名 前 ()

保護者名()印()

1. 疾 病 名 : インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 新型コロナウィルス感染症 ・ その他)

2. 出席を停止した期間 : ()月()日(曜) ~ ()月()日(曜)まで ()日間

3. 医 療 機 関 名 : ()